

赤道原則ファクトシート

MUFG とみずほによる赤道原則などの国際規範および自社グループ方針不遵守の疑い ：米国リオ・グランデ LNG への資金提供

2026 年 5 月 20 日

1. 要約	2
2. リオ・グランデ LNG 事業	2
3. テキサス LNG 事業およびリオ・ブラボア・パイプライン事業	2
4. 日本の民間金融機関の関与状況	3
5. 地域コミュニティと市民団体による反対活動	4
6. 懸念される負の影響	5
7. メガバンク 2 社の赤道原則の遵守状況	6
8. メガバンクによる有効な対応の欠如	8
9. 結論	9
10. 両銀行グループに求められる対応	9



<要約>

- 地域コミュニティおよび RAN による問題提起にもかかわらず、MUFG とみずほは米国テキサス州リオ・グランデ LNG 事業の第 1 フェーズに続いて、第 2 フェーズの最終投資決定 (FID) においても重要な役割を担っていた
- リオ・グランデ・バレー地域の先住民族であるカリゾ・コメクルド族の聖地と建設予定地が重複しているテキサス LNG 施設は 2026 年中旬に FID 達成を予定しており、みずほが財務アドバイザーを務めている
- リオ・ブラボー・パイプライン事業はカリゾ・コメクルド族が所有・利用する土地について、収用権を行使して取得する考えである
- これらの事業に対しカリゾ・コメクルド族および地域コミュニティは強く反対しており、事業者は先住民族の権利である「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(FPIC) を取得していない
- これらの事業への支援は、MUFG およびみずほのグループ方針および赤道原則等の不遵守と考えられる
- 2024 年に MUFG とみずほに提出された苦情に関しても、事業者と銀行による救済と是正について、コミュニティ代表団とのコンサルテーションは行われていない

<リオ・グランデ LNG 事業>

リオ・グランデ LNG 事業は、米国テキサス州リオ・グランデ・デルタ地域において、ネクスト・ディケイド社が現在建設中の液化天然ガス (LNG) の輸出基地である。同事業はエンブリッジ社が計画中的であるリオ・ブラボー・パイプラインからガスの供給を受ける計画である。2023 年 7 月、第 1 フェーズである年産 1,700 万トンの 1~3 号基が[最終投資決定](#) (FID: Final Investment Decision) に到達し、184 億米ドルのプロジェクトファイナンスとなった。さらに第 2 フェーズとなる各年産 600 万トンの[4 号基](#)が 2025 年 9 月 9 日、[5 号基](#)が 10 月 16 日にそれぞれ約 67 億米ドルの FID に到達した。また同社は 11 月 24 日、第 3 フェーズとなる [6 号基](#)の連邦エネルギー規制委員会 (FERC) への事前申請手続きを開始したと発表し、2026 年内に 7、8 号基の許可申請について発表予定であるとしている。同社は、最大 10 基の液化供給設備を設置可能な用地を有していることから、今後さらなる拡大計画が発表される可能性がある。同事業は 1 から 8 号基だけでも年産約 4800 万トンもの LNG 供給が計画されており、完成すれば米国最大規模の LNG 輸出基地となる。現在計画が発表されている合計 8 基からの排出だけでも、メタン漏洩などを含めた LNG のライフサイクル全体からの温室効果ガス (GHG) 排出を考慮すると、合計 8 基の稼働が終了するまで、[石炭火力発電 83 基分](#)に匹敵する年間約 3 億 1580 万トンもの二酸化炭素に相当する量の GHG 排出をロックイン (固定化) することになる。

<テキサス LNG 事業およびリオ・ブラボー・パイプライン事業>

テキサス LNG は米国エネルギー会社のグレンファーンが計画中の年産 400 万トンの LNG 輸出基地であり、リオ・グランデ LNG の隣に建設される予定となっている。事業者はすでに FERC の認可を取得済みであり、2024 年から建設を開始し、2028 年に商業運転を開始する予定であると[述べている](#)。テキサス LNG の建設予定地は、リオ・グランデ・バレー地域の先住民族である[カリゾ・コメクルド族](#)の

聖地である『[ガルシア牧地](#)』のエリアと重なっている。カリゾ・コメクルド族は地域コミュニティと共に同事業に反対する活動を行っており、事業者による『[自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意\(FPIC\)](#)』は取得されていない。この LNG 輸出基地の建設は、ガルシア牧地を破壊することになる。事業者によると[みずほが同事業の財務アドバイザー](#)を努めており、2026 年中旬に FID の達成を目指す計画となっている。みずほの常務取締役は、財務アドバイザーとして支援できることを「光栄に思う」とコメントしたと記載されている。

リオ・ブラボー・パイプライン事業は計画中的天然ガスのパイプライン事業である。クレバーク郡のコンプレッサーステーションからブラウンズビルのリオ・グランデ LNG までの約 220km をパイプラインで接続し、1 日最大 45 億立方フィートの天然ガスを供給する計画となっている。パイプライン建設予定地の一部のエリアはカリゾ・コメクルド族が所有し、在来種のミツバチの養蜂を行っているが、昨年、「(事業者の) 収用権を行使し、一族の土地を取得する考えである」といった内容の文章が、[事業者から何度も送付されている](#)と報告されている（参考資料：[地元団体の SNS 投稿](#)）。カリゾ・コメクルド族は地域コミュニティと共に同事業に反対する活動を行っており、事業者は FPIC を取得していない。



地図：テキサス LNG、リオ・グランデ LNG 等の建設予定地を示したマップ。周辺には地域コミュニティ居住地、野生生物保護区およびスペース X のロケット発射拠点施設などがある。

<日本の民間金融機関の関与状況>

リオ・グランデ LNG、第 1 フェーズ、1~3 号基、2023 年 ([参考](#))

- [三菱 UFJ フィナンシャル・グループ \(MUFG\)](#)：16 億 4292 万米ドル

- みずほフィナンシャルグループ (みずほ) : 12 億 2292 万米ドル
 - コーディネーティング・リードアレンジャー、共同ブックランナー、シンジケーション・エージェント、ドキュメンテーション・エージェント、グローバル・コーディネーター、PI 担保エージェント ([参考](#))
- SOMPO ホールディングス (SOMPO) ([参考](#))
 - 第 1 フェーズの損害保険受託者

リオ・グランデ LNG、第 2 フェーズ準備、2024 年 ([参考](#))

- MUFG : 1 億 9000 万米ドル

リオ・グランデ LNG、第 2 フェーズ：4 号基 ([参考](#))

- MUFG
 - 38 億 5,000 万米ドルのタームローン債権者間代理人 (インタークレジター・エージェント)
- みずほ
 - 4 号基の担保管理受託者 (コラテラル・エージェント)
 - Super FinCo におけるネクスト・ディケイド社の資本調達アドバイザー

テキサス LNG、第 1 フェーズ ([参考](#))

- みずほ
 - 財務アドバイザー

これまで、フランスの銀行[ソシエテ・ジェネラル](#)や[ラ・バンク・ポスタル](#)、三井住友フィナンシャルグループ (SMBC)、スイス登記の米保険会社[チャブ](#)が同事業から撤退している。当初、SMBC はネクスト・ディケイド社の財務顧問を務めていたが、現在はこの事業に関与していない。フランスの銀行 BNP パリバも、石油・ガスに関する新たな方針を導入した後、[テキサス LNG との関係断った](#) (同事業の金融機関向けリスクについてはこちらの[レポート](#)を参照にされたい)。

<地域コミュニティと市民団体による反対活動>

ネクスト・ディケイド社による不十分な規制当局への対応や、地域コミュニティや市民団体による反対活動や訴訟などを受け、同事業は度重なる遅延に直面してきた (2024 年までの現地住民や市民団体の活動とその影響についての詳細は、こちらの[ファクトシート](#)を参照にされたい)。

2023 年 11 月、地域コミュニティ、現地の先住民族であるカリゾ・コメクルド族および市民団体が共同で、リオ・グランデ LNG 事業、リオ・ブラボー・パイプライン事業およびテキサス LNG 事業を承認した FERC の決定 (2023 年 4 月) に対し、事業の地域社会および環境への影響を適切に判断していないとして訴訟を起こした。そして 2024 年 8 月 6 日、米国コロンビア特別区控訴裁判所は、FERC によるリオ・グランデ地域の 3 件の LNG 事業許可は、地域への環境的・社会的影響を十分に検証してい

ないとして、許可を事実上取り消すという**判決**を下し、地域コミュニティ側の勝訴という結果になった。しかし現在の米国政権下において、FERCによるLNG事業の許可は再度押し進められている。

2024年9月、リオ・グランデ地域のコミュニティ代表団とレインフォレスト・アクション・ネットワーク（RAN）が共同で苦情処理プラットフォームである [JaCER](#) を通じて、同事業の資金提供者であるMUFGとみずほに対し、ネクスト・ディケイド社との関係において適切な人権デューデリジェンスを怠ってきたとして苦情を提出した。10月には、カリゾ・コメクルド族を含む地域コミュニティの代表団が訪日し、同事業に関与する日本の金融機関等と対話を行った。対話後、SOMPOは「先住民族および地域住民の人権を侵害するおそれのある事業」について慎重に取引を判断するという旨の**方針**を導入し、2025年1月以降、新規および既存事業の保険引受・投融資の両方に適用されるため、リオ・グランデLNGにも適用されると予想される。一方、MUFGとみずほに提出した苦情の処理プロセスには、1年以上経過した2026年5月現在においても進展が見られない。JaCERの**公開資料**では、企業は「通報者と対話継続中」というステータスが表記されているが、銀行グループ2社は顧客情報の「守秘義務」を盾に、事業者の情報を一切共有しておらず、代表団には「対話」と言えるようなコミュニケーションの機会は一度も提供されていない。

<懸念される負の影響>

1) 先住民族の権利侵害

リオ・グランデ・バレー地域の先住民族である[カリゾ・コメクルド族](#)は、数千年前から周辺で狩猟・採集・農業などを行い生活を営んでいた。同事業予定地の周辺には『[ガルシア牧地](#)』と呼ばれる彼らの聖地があり、事業予定地の地下には村の遺跡や貝塚などの歴史遺産が残されている。カリゾ・コメクルド族は事業者に対し遺産の調査を希望しているが、これに対する返答がないままに現地では建設工事が進められている。先住民族の遺跡保護は「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」で認められている権利である。ネクスト・ディケイド社は同事業予定地から100km以上離れたテキサス州、マッカレンを拠点とする先住民族からの支持を自社[ウェブサイト](#)に記載する一方で、同事業予定地と歴史的かつ精神的に深いつながりを持つカリゾ・コメクルド族からは「[自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意\(FPIC\)](#)」を取得していない。カリゾ・コメクルド族は地域コミュニティと共に、同事業に反対する活動を続けている。米国政府は、カリゾ・コメクルド族が連邦政府の承認を得ていない民族であるとして、同民族に対する義務を放棄している。米国には、連邦政府から承認されていない[約400のネイティブアメリカンの民族](#)が存在する。民族が承認されない理由は多岐にわたるが、それによって彼らの存在や文化、そして彼らが暮らす土地や領土に対する先祖代々からの権利や現在の権利が否定されるわけではない。FERCのような米国の許可機関やネクスト・ディケイド社の、リオ・グランデ・バレーの地域社会に対する環境的・文化的な影響やリスクの評価は不十分である。MUFGとみずほは、赤道原則を採用することで国際金融公社（IFC）の[環境・社会持続可能性に関するパフォーマンススタンダード](#)（IFCパフォーマンススタンダード）も採用している。この基準は[先住民族](#)や[文化遺産](#)が関わる可能性のある産業的事業に対して、具体的な指針と配慮を定めている。リオ・グランデLNGおよびテキサスLNGは、カリゾ・コメクルド族との協議を行っていない。こうした不十分な対応にもかかわらず、ネクスト・ディケイド社は日本の銀行から50億米ドル以上の資金を調達している。これらの銀行グループは、リオ・グランデLNGおよびテキサスLNGへの資金提供や

金融サービスの提供を通じて、ネクスト・ディケイド社による権利侵害や IFC パフォーマンススタンダードに適合していない可能性がある。

2) 気候変動の加速

LNG のおよそ 90%以上が二酸化炭素の 80 倍以上の温室効果をもたらすメタンガスで構成されている。採掘、液化、輸送などの過程における大量のメタンガス漏洩による気候変動の加速が懸念される。ライフサイクル全体での排出を考慮すれば、同事業の年間の二酸化炭素の排出量は 1 から 8 号基だけでも石炭火力発電 83 基分に相当する莫大な排出量になると予測されている。また、唯一の気候変動対策であった炭素回収・貯留 (CCS) 事業についても、現時点では十分に開発が進んでいないとして、計画案は取り下げられた。

3) 絶滅危惧種の生息地の破壊

同事業の予定地周辺の湿地帯では、絶滅が危惧される猫科のオセロットやノーザン・アプロマド・フアルコン、ケンプヒメウミガメ、ライスクジラなどの生息が確認されているため、LNG 施設の建設による生息地の破壊が懸念される。さらに施設が稼働すれば、騒音や光害、大気および水質の汚染、船の往来の増加等の影響が懸念される。これらの影響により、複数の絶滅危惧種に恒久的かつ重大な影響を与える可能性が指摘されている。

4) 地域住民への健康被害

同事業の予定地である米国メキシコ湾岸は、米国内で最も多くの LNG 事業が集中している地域であり、天然ガスに含まれるベンゼンなどの有害化学物質の放出により、地域住民のガンの発生率の増加などの健康被害が疑われている (参考資料)。同事業は現在の計画だけでも米国で最大規模の LNG 施設となることが予想されており、今後事業がさらに拡大すれば周辺住民への深刻な健康被害が懸念される。

<メガバンク 2 社の赤道原則の遵守状況>

MUFG とみずほは、大規模事業への融資の際に環境・社会への影響を評価するための国際基準である「赤道原則 (エクエーター原則)」を採用している。同事業は重大な環境・社会上の懸念を伴う事業であることを示す「カテゴリーA」に該当すると考えられる。しかし、公開情報やカリゾ・コメクルド族を含む地域コミュニティから提供された情報に基づき RAN が実施した調査によると、事業者は原則 5 に定められた多くの要件を満たしていない可能性があることが判明した。したがって、MUFG とみずほによる同事業への融資は、赤道原則の遵守に関する懸念が存在する。また、両銀行グループにおいて、ネクスト・ディケイド社による原則 5 の要件の遵守状況を確認するにあたり、どの程度のデューデリジェンスを講じたのかという懸念が生じる。MUFG およびみずほは、RAN が送付したネクスト・ディケイド社によるリオ・グランデ LNG 事業に関するステークホルダー・エンゲージメントの赤

¹環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないプロジェクト。

道原則：原則5との整合性に関する書簡に対し、コメントを差し控えると返答した。ネクスト・ディケイド社からは返答はなかった。

表 1. コミュニティから提供された情報をもとに予測する MUFG およびみずほの赤道原則 5 「ステークホルダー・エンゲージメント」の遵守状況

みずほ (赤道原則協会)	MUFG	遵守状況	評価コメント
<p>カテゴリーAもしくはカテゴリーBを付与された全てのプロジェクトについて、金融機関は顧客が、影響を受ける地域社会、労働者、および必要に応じてその他のステークホルダーに対して、効果的なステークホルダー・エンゲージメントを体系的にかつ文化的に適切な方法で継続的に実施することを求める。</p>	<p>当行はこの原則をすべてのカテゴリーAまたはBを付与されたプロジェクトに適用する。当行は、顧客により、体系的にかつ文化的に適切な方法でプロジェクトにより影響を受ける地域社会、労働者、および必要に応じてその他のステークホルダーとのコンサルテーションが継続的に実施されていることを確認する。</p>	×	<p>事業者によるオープンハウスイベントにて情報提供は行われたことがあるが、継続的かつ双方向的なコンサルテーションやコミュニケーションの機会は提供されていない。</p>
<p>プロジェクトが、影響を受ける地域社会に対して重大な負の影響を与える可能性がある時、顧客は影響を受ける地域社会に対して十分な情報を提供した上での協議と参画のプロセスを取る。顧客は、プロジェクトのリスクと影響、プロジェクトの開発段階、影響を受ける地域社会が望む言語、地域社会の意思決定プロセス、不利な条件におかれ社会的に弱い立場のグループのニーズに応じながら協議プロセスを調整する。この過程において外部からの操作、干渉、強制、脅迫があってはならない。</p>	<p>当行は、プロジェクトが地域社会に重大な負の影響を与える可能性があるプロジェクトにおいては、プロジェクトにより影響を受ける地域社会に対して顧客が十分な情報を提供した上での協議と参画が実施されていることを確認する。</p>	×	<p>2024年8月6日の地域住民側の勝訴により、事業者のこれまでの環境的・社会的影響評価は適切に行われていなかったことが司法的に事実上認められており、地域社会への情報提供は十分と言えない。また、協議と参画の機会も提供されていない。</p>
<p>ステークホルダー・エンゲージメントを促すため、顧客はプロジェクトのリスクと影響に応じて適切なアセスメント文書を、影響を受ける地域社会と必要に応じて他のステークホルダーが、現地語で文化的に適切な方法で容易に入手できるようにする。顧客は、合意されたあらゆる対策を含むステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの結果を考慮し、記録する。</p>	<p>顧客による十分な情報開示について、当行は、アセスメント文書、またはその概要版が、プロジェクトにより影響を受けるコミュニティの住民に対し、また関係があると認められる場合はその他のステークホルダーに対して、文化的に適切な方法で、適切な期間、現地語で縦覧に供されていることを確認する。</p>	×	<p>2024年8月6日の地域住民側の勝訴により、事業者のこれまでの環境的・社会的影響評価は適切に行われていないということが事実上認められている。</p>
<p>環境・社会に対するリスクと負の影響に関する情報はアセスメントの初期段階、遅くともプロジェクトの建設が始まる前には必ず開示され、かつその後も継続的に開示されなければならない。</p>	<p>当行は、環境・社会に対するリスクと負の影響に関する情報は環境・社会アセスメントプロセスの初期段階、遅くとも建設工事前より継続的に開示され、顧客がステークホルダーとの協議結果を文書化していることを確認する。</p>	×	<p>現在、現地では整地作業が完了し、建設作業が進められているが、適切に行われた環境・社会影響評価の結果は未だ開示されていない。</p>

<p>金融機関は、プロジェクトの影響を受ける地域社会の中で、先住民は脆弱な立場にある可能性がある」と認識する。先住民に影響を与える全てのプロジェクトは、十分な情報提供を受けた上での協議と参画プロセスを必要とする。それらのプロジェクトは、プロジェクト所在国の先住民の権利と保護に係る当該国の法律、および当該国が国際法に則り履行する義務を負う法律を遵守しなければならない。IFC パフォーマンススタンダード第7項の13～17節は、次のいずれかに該当する場合、先住民の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意 (Free, Prior and Informed Consent : FPIC) が求められる特別な状況としている</p> <ul style="list-style-type: none"> - 先住民が伝統的に領有、または、慣習的に使用している土地と自然資源に対する影響があるプロジェクト - 伝統的に領有、または、慣習的に使用している土地と自然資源からの先住民の移転を必要とするプロジェクト - 先住民のアイデンティティにとって不可欠な重要な文化遺産に著しい影響があるプロジェクト - 商業的な目的で彼らの文化遺産を使用するプロジェクト 	<p>先住民 (Indigenous Peoples) に影響をあたえるすべてのプロジェクトは、十分な情報提供を受けた上での協議と参画が実施されていることに加え、プロジェクト所在国の先住民の権利と保護にかかる当該国の法律および当該国が国際法に則り履行する義務を負う法律の遵守が必要であるとともに、IFC パフォーマンススタンダード第7項が定める特別な状況の場合には、先住民の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意 (Free, Prior and Informed Consent (FPIC) が取得されていることを確認する。IFC パフォーマンススタンダード第7項13節～17節は、以下に該当する場合を、FPIC が求められる特別な状況であると定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 先住民が伝統的に占有、または、慣習的に使用している土地や自然資源に対する影響があるプロジェクト - 先住民が、伝統的に占有、または、慣習的に使用している土地や自然資源からの移転することを余儀なくされるプロジェクト - 先住民のアイデンティティにとって不可欠な重要な文化遺産に著しい影響があるプロジェクト - 商業的な目的で先住民の文化遺産を利用するプロジェクト 	<p>米国テキサス州のカリゾ・コメクルド族は UNDRIP の定義に基づく現地の先住民であり、同事業予定地の地下には歴史遺産が眠っている。また周辺には彼らの聖地「ガルシア牧地」があり、同事業の周辺環境への悪影響が懸念される。カリゾ・コメクルド族の代表者は同事業者から十分な情報提供、協議、参画などは提供されていないと主張しており、同事業者は FPIC を取得せずに建設作業を進めている。米国政府は、カリゾ・コメクルド族が連邦政府の承認を得ていない民族であるとして、同民族に対する義務を放棄している。これらの銀行グループは、リオ・グランデ LNG およびテキサス LNG への資金提供や金融サービスの提供を通じて、ネクスト・ディケイド社による権利侵害や IFC パフォーマンススタンダードの不遵守に加担している可能性がある。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(凡例：✓遵守 ✗不遵守)

<メガバンクによる有効な対応の欠如>

コミュニティ代表団と RAN が共同で JaCER を通じて苦情を提出して1年以上が経過したが、未だにコミュニティの求める救済に向けた対応の進捗は見られない。JaCER の[公開資料](#)では、企業は「通報者と対話継続中」というステータスが表記されているが、銀行グループ2社は顧客情報の「守秘義務」を盾に、顧客である事業者との交渉や救済に向けた対応に関する協議などの情報を一切共有しておらず、代表団には「対話」と言えるような機会は一度も提供されていない。「守秘義務」とは一般的に、金融機関が顧客との取引に関連して知り得た情報を正当な理由なくして他に洩らしてはならない義務であると解釈されるが、顧客による先住民の権利侵害などの深刻な負の影響に関する苦情への対応は、ここで言う「正当な理由」に当たると考えるべきではないだろうか。

両銀行グループは資金提供によって発生した現地の環境や社会への負の影響についての説明責任から逃れながら、同事業の拡張事業への支援により利益を得ることを継続している。また、リオ・グランデ LNG の建設地では、整地作業が終了し、[建設作業が着々と進められている](#)。地下に眠っている先住民族の歴史・文化遺産の破壊や、周辺に生息する絶滅危惧種への悪影響が懸念される。先住民族の歴史・文化遺産の破壊は重大かつ不可逆的な人権侵害となる可能性が高く、一刻も早い対応が求められる。

<結論>

今回の調査により、MUFG とみずほは赤道原則の遵守を公約していながら、原則5において顧客であるネクスト・ディケイド社に求められるステークホルダー・エンゲージメントおよび苦情処理メカニズムの多くの項目が未達成であるにも関わらず、リオ・グランデ LNG への資金提供およびその他の金融サービスを提供していたことが判明した。カリゾ・コメクルド族に対する権利侵害は、IFC パフォーマンススタンダードへの違反とみなされ、銀行グループはこうした権利侵害に加担している可能性がある。また、金融サービスは両銀行グループの主要ビジネス活動であるにも関わらず、金融サービスの提供に伴う権利侵害に係る苦情に対し、顧客情報の「守秘義務」を盾に、これまで真の対話の機会を提供しておらず、真摯な対応とは到底言えない状況にある。これは、両銀行グループが支持・尊重を公約している国際連合「[ビジネスと人権に関する指導原則 \(UNGP\)](#)」や [OECD 多国籍企業ガイドライン](#)等の国際基準における期待を満たしていない。顧客企業が赤道原則で求められる対応を怠った今回のような事例において責任ある金融機関として求められる対応を行うためには、融資契約の締結の際にあらかじめ、顧客による違反や不遵守に伴う負の影響が発生した際には、救済に必要な一部の顧客情報を公開するといった内容の条件を加えるなどの措置を検討するべきである。

また、両銀行グループ自身の先住民族の権利に関する方針をはじめとする、社会・環境方針への違反も疑われる。両銀行グループは「先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業」についてリスクや影響を考慮し、支援について慎重に判断するといった内容の方針を持っている（参考：[MUFG](#) および [みずほ](#)の方針）。本案件への支援は上記の方針の違反と考えられる。日本の銀行グループはこれまで先住民族の権利侵害と考えられる多くの事業²⁾を支援したことが NGO から報告されており、本方針の存在意義自体が疑問視される。しかし、両銀行グループは本方針の判断に係る内部基準を公表していないため、方針の不遵守なのか内部基準に問題があるのか判断が困難な状況である。

<両銀行グループに求められる対応>

MUFG およびみずほは、以下の措置を講ずるべきである。

1. リオ・グランデ LNG、テキサス LNG およびリオ・ブラボー・パイプライン事業における先住民族の権利侵害をはじめとした負の影響と顧客企業による対応状況の事実確認を行うこと
2. 上記事業による負の影響への救済と是正について、早急にコミュニティ代表団とコンサルテーションを開始し、JaCER に提出された苦情処理を顧客企業とともに進めること

²⁾1) [Saguaro Energia LNG Project](#)、2) [Papua LNG project](#)、3) [LNG Canada Project and Coastal Gaslink Pipeline Project](#)

3. 上記事業の顧客による方針の不遵守状況の深刻度を考慮して、これらの事業や顧客への今後の支援を停止すること
4. 今後の融資契約の際に、顧客企業による不遵守に伴う負の影響が発生した際に、救済に必要な一部の情報を公開するといった内容の条件を加えること
5. MUFG およびみずほの「先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業」への支援に係る方針の判断に用いる内部基準を公表すること
6. 執行部門の判断により発生した方針違反について、苦情などの外部通報に基づいて取締役や監査部門の下で独立監査を行うガバナンス機能強化策を導入すること

謝辞

本報告書はレインフォレスト・アクション・ネットワーク（RAN）の麻生里衣によって執筆されました。また、[南テキサス環境正義ネットワーク](#)のベッカ・ヒノホサ氏、RANのルース・ブリーチ、アデITY・セン、川上豊幸、関本幸による有益なフィードバックとご協力に深く感謝します。

免責事項

本資料は、情報提供および議論を目的としてのみ提供されるものであり、投資、法律、税務、その他の専門的な助言をする性質のものではありません。本資料に含まれる情報の正確性および信頼性について確保するように努めておりますが、完全性または特定の目的への適合性について、いかなる説明または保証を行うものではありません。執筆者およびレインフォレスト・アクション・ネットワークは、本資料への依存に起因するいかなる損失または損害に関して一切の責任を明確に否認します。読者の皆様は、必要に応じて独立した専門家の助言を求めてください。

レインフォレスト・アクション・ネットワーク（RAN）

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-13-11-2F

japan.ran.org

Rainforest Action Network

425 Bush Street, Suite 300

San Francisco, CA 94108 | RAN.org

発行日：2026年5月20日